

はじめに

本県は、我が国の「公害の原点」と言われる水俣病を通して、一度環境が破壊されると、その復元には多大な時間と労力を要すること、また、かけがえのない健康や生命（いのち）、地域全体に多大な影響を及ぼすことを教訓として学びました。また、平成28年4月に発生しました熊本地震やその後の豪雨災害により、本県は甚大な被害を受け、改めて自然災害の恐ろしさを知ることとなりました。今後、熊本の創造的復興のためにも美しく豊かな自然環境に恵まれた郷土熊本を、次世代に健全な形で引き継いでいくことは私たちの責務であります。



現在、地球温暖化、資源の枯渇、生態系の変化などの危機が、持続的な発展に支障を来す大きな問題となっており、本県においてもその対策が課題となっています。

そのような中、豊かな自然環境を将来にわたって引き継いでいくために、県民と事業者、行政が連携し、県民総ぐるみで「環境立県くまもと」を目指し、環境の保全や創造に取り組まなければなりません。県としましても、現在、そして将来の県民が熊本の環境に誇りを持ち、幸せを実感できる社会づくりを進めるため、各種施策に取り組んでいるところです。

平成27年度は、熊本県環境基本条例及び第三次熊本県環境基本指針に基づき、第五次熊本県環境基本計画を策定しました。その中で、国際的な枠組みや国の目標を踏まえ、本県の地域特性等も考慮し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画を策定しました。また、将来のエネルギーとして地球温暖化対策に大きな効果が期待できる「水素」の本格的な利活用に向け、燃料電池自動車（FCV）の普及促進を目的とした「くまもとFCVプロモ・ミーティング」を立ち上げました。その他にも、県北における環境教育の拠点としても期待される公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場「エコアくまもと」が平成27年10月に完成し、平成28年3月から産業廃棄物の受け入れを行っています。一方、水俣病問題については特措法に基づき、救済を必要とする方々が、可能な限り早期に救済されるよう取組を進めたほか、世界に向けた水俣病に関連する情報の発信や、水俣病発生地域においてリハビリテーション強化等支援及び高齢者等在宅支援といった新しい取組を開始しました。

本白書は、平成27年度における本県の環境の現状、課題及び取組の内容をまとめております。本白書を通して、県民の皆様一人ひとりが、本県の環境について理解と関心を深めていただき、環境の保全という視点から、熊本の創造的復興に向けた一步をぜひ踏み出していただくようお願いいたします。

平成 29 年 3 月

熊本県知事 蒲島 郁夫